

一般執務室の考え方について

要求水準書「第3.3 諸室の整備水準」中34ページにおいて、「一般執務室」の規模については「提案による」としているが、その考え方について説明する。

- ・一般執務室にて執務する職員は、要求水準書「資料5 組織別職員数」に記載の部署のうち、市長室、政策課、財政課、人事課、法制文書課、財産管理課、税務課、市民協働課、市民サービス課、教育総務課、学校教育課、文化スポーツ課、青少年教育課、もてなし課、農産課、福祉課、子ども課、保険年金課、高齢介護課、都市計画課、土木課、環境課、営業課、給水課、下水道課、農業委員会事務局である。
- ・一般執務室の規模は、要求水準書「5 遵守すべき法制度等」中9ページに記載の「新営一般庁舎面積算定基準」に基づき、上記部署における職員の総数から算出される事務室の面積（約1,674㎡）に、要求水準書添付資料6「執務環境の考え方」に基づいたミーティングスペース等の面積を加えた面積を基本とするが、提案にあたっては、機能性・利便性を損なわない範囲で、面積を縮減することができる。